

令和 7 年第 6 回

座間市農業委員会定例総会

日時 令和 7 年 6 月 2 7 日（金）

午後 1 時 3 0 分

場所 座間市役所 6 F 全員協議会室

第 6 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 6 月 2 7 日、第 6 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1 森 川 保
2 草 薙 初 夫
3 若 菜 成 之
4 曾 根 将 彦
5 池 上 元 徳
7 吉 川 充

8 小 泉 聡
9 鈴 野 伸 吾
1 0 吉 川 浩 正
1 1 市 川 芳 明
1 2 山 村 優 子

会議を欠席した委員

6 吉 川 稔 恒

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 中 村 政 秀 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 4 | 主 事 補 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第10号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第11号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第23号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時25分開会

議 長

それではただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。

これより、令和 7 年第 6 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは本日の議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配布されておりますとおり、定めましたのでご了承願います。

なお 6 番吉川稔恒委員から欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、1 番森川保委員、9 番鈴野伸吾委員の両名を指名いたします。

次に日程第 2、諸報告について事務局より報告を求めます。

事 務 局

まずは、1 の会務報告です。今回は 5 月 28 日（水）から 6 月 26 日（木）までの概要です。

先月 5 月 28 日（水）、この場所におきまして、令和 7 年第 5 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 5 条、2 件 2 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 1 件 1 筆、相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1 件 8 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について 2 件 2 0 筆、の以上 4 議案についてご審議・ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続きをいたしました。

続きまして、5 月 29 日（木）に茅ヶ崎市内で開催された、J Aさがみ通常総代会に会長とわたくしが出席しております。

同日、横浜市内で開催された、農業者年金初任者研修会及び担当者会議に事務局職員が出席しました。

6 月 18 日（水）には、横浜市内で開催された、農業会議の常設審議委員会に会長が出席されています。

6 月 19 日（木）には、農地部会を開催し、本日の議案に対し現地確認と事前協議を行いました。

続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は、合計 8 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第 1 1 条の規定により処理いた

しました。諸報告は以上です。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対し、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。
次に、日程第 3、報告第10号、農地法第 4 条の規定に基づく農地転用届出について、及び日程第 4、報告第11号、農地法第 5 条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第 3、報告第10号、農地法第 4 条の規定に基づく農地転用届出について。
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第 2 項第 1 号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第 3 項の規定に基づき報告します。

令和 7 年 6 月 27 日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

続きまして、日程第 4、報告第11号、農地法第 5 条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第 2 項第 1 号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第 3 項の規定に基づき報告します。

令和 7 年 6 月 27 日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第 4 条届出について、地目畑が 2 筆地積合計225㎡、農地法第 5 条届け出について地目畑が 4 筆地積合計608㎡、合計としまして、畑が6筆地積833㎡、地積合計833㎡で届出件数が6件でございます。

以上です。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。報告に対し、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。
次に、日程第 5、議案第23号引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 　　日程第 5、議案第23号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年6月27日座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に、3年毎に税務署に提出する引き続き農業経営を行っている旨の証明書でございます。

資料の3ページをご覧ください。

まず申請人でございます。座間市新田宿■■■■■にお住まいの■■■■■さん。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年7月28日から令和7年6月27日まで。

特例適用農地につきましては、番号1から番号9までの田が8筆、畑が1筆の合計9筆の3,711.95㎡です。なお、番号9の農地につきましては、現況では畑となっております。全て市街化調整区域内の農地です。

場所につきましては、4ページ以降の案内図をご覧ください。

4ページと5ページと6ページは、主要地方道藤沢・座間・厚木線の南北に位置する田及び畑となります。7ページの番号8は、特別養護老人ホーム第二座間苑の北西側にある畑でございます。

農地の状況としましては、現況写真がありますので、タブレット又はテレビモニターにてご確認をお願いいたします。

■■■■■さんですが、平成27年10月に当該農地を相続され、相続税の納税猶予を受けられておりまして、今回申請のありました引き続きの証明は3回目となります。

農業経営としましては、主に本人によりまして、水稻作、露地野菜を作付し、農地を管理されております。

農機具は、トラクター、田植え機、耕運機等を所有されております。内容につきましては以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、議案第23号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、先の農地部会において、協議検討されております。

市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 6月19日に農地部会で検討いたしました。

詳細については事務局の説明があった通りであります。

番号1から7までは水田ですので、映像等で水稻の作付けが確認されたので省略し、現地は確認しませんでした。8番と9番、これ2筆畑ですので、これだけを見て参りました。現況、自家用の野菜が作付けしており、適正に管理されたということを確認できましたので、農地部会としては、承認しても問題ないということで意見がまとまりましたので報告させていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 議案第23号の地区担当委員は池上元徳委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

池上(元)委員 昨日現地を確認してまいりました。ちょうど本人がいましたので本人と一緒に全部回りました。1から6は稲が植わっていることを確認しました。7番につきましては、ちょっと草が多いなあなんて話をしましたら、トラクター入りにくいんで草を刈っておきますっていうことで、多分タブレットで綺麗になるといいます。あと8番につきましては畑ですので、落花生やナスが植わっていました。9番も畑ですので見てきましたら、里芋さつま芋が植わってますので、綺麗に管理されているので問題ないと思います

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第23号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は、承認であります。部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第23号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

事務局から何かありますか。

その他

・違反転用箇所に関する報告

議 長 ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和7年第6回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時40分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

1 番 _____

9 番 _____